

磐田市協働のまちづくり推進条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>磐田市協働のまちづくり推進条例</p> <p>磐田市に集う私たちは、自然があふれ、歴史と文化の息づく、活力あるこのまちを、次の世代に引き継ぐとともに、より住みよいまち、より誇れるまちにしたいと願っています。</p> <p>私たちは、これまでもさまざまなまちづくりを実践してきましたが、社会情勢の大きな変化や市民一人ひとりの価値観の多様化により複雑化する地域社会の課題に対し、個別の取組みや他人任せでは解決できなくなってきました。</p> <p>(追加)</p> <p>そのため、市民、市民活動団体、事業者及び市というそれぞれのまちづくりの主体が信頼関係で結ばれ、お互いの特性を活かしつつ、学びあい、高めあい、責任を分かちあい、協力し、まちづくりを進めていくことがより必要になってきました。</p> <p>このようなことから、平成19年3月に「協働によるまちづくりに向けての指針」を策定し、協働のまちづくりについて基本的な考え方を示しましたが、この考えをより明確にし、広く共有することが求められています。</p> <p>私たちは、協働のまちづくりの推進に関する基本理念や役割にのっとり、「自らのまちは自らの手で」を合言葉に、ともに力と知恵を出し合い、よりよい地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</p> | <p>(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例</p> <p>磐田市_____は、自然があふれ、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。</p> <p>その歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組により支えられてきましたが、全国的に進む人口減少や少子高齢化が磐田市にも影を落とし、役員の高齢化や担い手不足などから、従来の市民活動を維持することが困難な状況が見られるようになってきました。</p> <p>このため、複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し交流センターを拠点として、地域の課題解決や役員の負担軽減に取組む体制づくりが進められてきました。</p> <p>しかし、今後さらなる高齢者世帯の増加、そして、定年後の就労、共働き世帯の増加に伴う生活様式の多様化により、市民活動への関わりは更に減少することが懸念されています。既に、役員の選出に苦慮したり自治会の運営が困難になったりする団体や地域が増えてきています。</p> <p>こうしたことから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。</p> <p>私たちは、「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</p> |
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働の_____まちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、市民、_____市民活動団体、事業者及び市の役割並びに相互の関係を明らかにして協働の_____まちづくりの推進を図り、もってよりよい地域社会の実現に寄与すること</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念_____を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにして市民自治によるまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(4) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p> | <p>定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(8) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う団体をいう。</p> <p>(9) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p> |
| <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 相互に目的を理解し、目的意識を共有すること。</p> <p>(2) 相互に対等な立場で、自主性を尊重すること。</p> <p>(3) 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。</p> <p>(4) 相互に必要な情報を提供し、共有すること。</p> | <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民は、市民活動に関心を持ち、主体的に参加すること。</p> <p>(2) 市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること。</p> <p>(3) 市民等及び市は、互いに協働して市民活動に取り組むこと。</p> <p>(4) 市民等及び市は、互いに市民活動に必要な情報を提供し、共有すること。</p> |
| <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> | <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。</p> <p>2 市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>3 市は、市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。</p> |
| <p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、地域社会の課題に対し自発的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、協働のまちづくりに対する理解を深め、市民活動及び市政に参加するよう努めるものとする。</p> | <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、地域の一員として、地域の課題に対し主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加又は協力するよう努めるものとする。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| (追加) | 3 <u>地域の課題を、市民等及び市へ発信する機会の活用に努めるものとする。</u> |
| (追加) | <u>(自治会の役割)</u> |
| (追加) | 第6条 <u>自治会は、自治会の区域での活動を基本とし、住民相互の交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。</u> |
| (追加) | 2 <u>自治会は、市と連携し、地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとする。</u> |
| (追加) | 3 <u>自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力を努めるものとする。</u> |
| (追加) | 4 <u>自治会は、活動に関する情報を発信するよう努めるとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達するよう努めるものとする。</u> |
| (追加) | <u>(地域づくり協議会の役割)</u> |
| (追加) | 第7条 <u>地域づくり協議会は、地域における課題の解決に努めるとともに、地域の魅力の向上に努めるものとする。</u> |
| (追加) | 2 <u>地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。</u> |
| (追加) | 3 <u>地域づくり協議会は、地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。</u> |
| (追加) | 4 <u>地域づくり協議会は、市や他の市民活動団体と連携して、地域の実情にあったまちづくりに努めるものとする。</u> |
| (追加) | 5 <u>地域づくり協議会は、市民等へ活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。</u> |
| (追加) | <u>(市民活動団体の役割)</u> |
| <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第5条 <u>市民活動団体は、市民活動が</u> <u>果たす社会的意義を自覚し、市民活動の一層の推進に努めるも</u></p> | <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第8条 <u>市民活動団体は、活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、自らが果たす社会的意義を自覚し、市民活動の</u> <u>推進に努めるも</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>のとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>2 市民活動団体は、協働のまちづくりに対する理解を深め、その活動の情報を広く公開し、市民等の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の役割)</p> <p><u>第6条 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに対する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(市の役割)</p> <p><u>第7条 市は、協働のまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、協働のまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。</u></p> <p><u>3 市は、市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。</u></p> <p>(市の施策)</p> <p><u>第8条 市は、協働の_____まちづくりを推進するため、次に掲げる施策について、市民等と協力し、取り組むものとする。</u></p> <p>(1) <u>市民等_____の意識の醸成及び啓発に関する施策_____</u></p> <p>(2) <u>相談窓口の充実及び活動機会の提供に関する施策_____</u></p> <p>(3) <u>情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関する施策_____</u></p> <p>(4) <u>人材育成、支援制度及び活動拠点の確保に関する施策_____</u></p> <p>(追加)</p> | <p>のとする。</p> <p><u>2 市民活動団体は、市民等及び市と連携するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 市民活動団体は、自らの_____活動の情報を発信_____し、市民等の理解及び参加の促進に_____努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の役割)</p> <p><u>第9条 事業者は、社会_____を構成する一員として、_____社会的責任に基づき、社会_____に貢献するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(市の施策)</p> <p><u>第10条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について、市民等と協力し、取り組むものとする。</u></p> <p>(1) <u>市民自治の意識の醸成及び啓発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>相談窓口の充実及び活動機会の提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関すること。</u></p> <p>(4) <u>市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の財政支援に関すること。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(追加)</p> <p>(5) その他、協働の _____ まちづくりの推進に関し必要な施策</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するため、職員の協働の _____ まちづくりに対する意識を高め、組織体制の整備及び連携の強化を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(協働のまちづくり推進 _____ 委員会の設置)</p> <p>第9条 市は、協働のまちづくり _____ の推進に関する事項を調査審議するため、 _____ 磐田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、協働のまちづくり _____ の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項</p> | <p>(6) <u>自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動拠点の支援に関すること。</u></p> <p>(7) その他、<u>市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。</u></p> <p>2 市は、前項の施策を実施するため、職員の<u>市民自治によるまちづくり</u>に対する意識を高め、組織体制の整備及び連携の強化を行うものとする。</p> <p>(人材の確保と育成)</p> <p>第11条 <u>自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成をするため、次に掲げる事項に取り組むものとする。</u></p> <p>(1) <u>主体的に活動を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>市民が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>市民が主体的に活動に参加できる機会をつくること。</u></p> <p>(4) <u>子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。</u></p> <p>(5) <u>市民活動に参加する人材の交流を促進すること。</u></p> <p>((仮称) 協働のまちづくり基本委員会の設置)</p> <p>第12条 市は、<u>市民自治によるまちづくりの推進</u>に関する事項を調査審議するため、<u>(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>市民自治によるまちづくり</u>の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> | <p>は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> |